

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正に準じ、青梅市が徴収する土地占用料、土石採取料および流水占用料の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 1 2 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種別		単位	金額
土地占用料	いかだ等の係留、給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1 平方メートルにつき 1 年	円 7 0 4
	橋りょう（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの		
	通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		
	軌道事業または鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの		3 5 2

	るもの		
	ガスまたは電力の供給事業および電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		
	仮設小屋、工事用建物その他の仮設工作物またはこれらの付属施設の設置を目的とするもの		1 , 1 7 4
	橋りょう（居住者等のための通路の用に供するものおよび軌道事業または鉄道事業のための軌道を除く。）の設置を目的とするもの		
	橋りょうへの添架を目的とするもの		
	電力の供給事業および電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱および支線）および鉄塔の設置を目的とするもの		
	電線およびこれに類する架空線の設置を目的とするもの		5 8 7
	その他のもの		1 , 1 7 4
土石採取料	砂利・砂	1 立方メートル	2 9 5
	玉石（直径12センチメートル以上のもの）		4 4 4
	泥土		1 6 5
流水占用料（発電のための流水占用料を除く。）		使用水量 1 リットル毎秒につき1年	6 , 4 7 7

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水占用等にかかる流水占用料等について適用し、同日前の流水占用等にかかる流水占用料等については、なお従前の例による。